

様式第3号（第7条関係）

## 会議録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 平成29年10月23日（月）15時00分から17時00分まで
- 3 開催場所 水戸市議会臨時庁舎 第3委員会室
- 4 出席した者の氏名
  - （1）委員 園部優，井上営子，齋藤盛啓，岩間秀男，皆川憲弘，原毅，松崎浩成  
袴塚孝雄，田中真己，矢田部秀夫，小森大成
  - （2）執行機関 大曾根明子，川津英臣，藪田照美，小野田定礼，佐藤修司，佐々木瑛
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - （1）茨城県国民健康保険運営方針について（公開）
  - （2）第3回国保事業費納付金等の試算結果について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称  
平成29年第3回国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容  
別紙のとおり

平成 29 年第 3 回国民健康保険運営協議会

会 長 規則によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。本日の出席委員は 11 名で過半数に達していますので会議は成立しておりますことを報告いたします。次に会議録の署名人についてですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

会 長 異議なしとの声がありましたので御指名申し上げます。\_\_\_委員と\_\_\_委員によりよろしくお願いいたします。早速議題に入らせていただきます。報告第 1 号茨城県国民健康保険運営方針について、事務局から説明願います。

－ 執行機関説明 －

茨城県国民健康保険運営方針における茨城県の国保の現状及び取り組みの方針について説明。

会 長 事務局から報告第 1 号茨城県国民健康保険運営方針について説明がありました。報告第 1 号について何か質疑がありましたらお願いします。

\_\_\_委員 2 つお伺いします。一人当たりの調定額について、県平均が 83,826 円、収納率は県全体で 90.64%という記載がございます。所得が低い方が多数加入されている国保の構造的な問題として、所得に比べて国保税が高いという認識が記載されていない。その点が欠けている印象を受けました。例えば、年 300 万円の所得で 4 人家族の場合、水戸市の保険料は 48 万円程度になり、所得の 16%を占める高い国保税であるため、滞納世帯が水戸の場合 3 割を超えている状況にあります。どの自治体も、一般会計から総額で 85 億円程度繰入れしているのに、それでも高い状況にあります。県全体の議論として、国保税の負担が重いという議論とか認識がされているのかお伺いしたい。

繰入れの関係では、決算補填目的の法定外繰入れは今後なくしていくべきとの認識が示されています。この方針が出たのは 7 月ですが、最近 10 月 18 日に、国が国保の赤字に対する一般会計からの補填について、当面容認するという見解が示され報道されました。国保運営の基本は、被保険者の生活を維持向上させるという目的からすると、負担の問題とそれに対する軽減対策としての繰入れの問題は避けられない。そうした議論が、最近の国の見解も含めてどのように反映され、市町村に発信されているのかお聞きしたい。

会 長 税負担が重いことについて、県の認識がどうなのかということと、法定外繰入

金についての考え方はどうなのかという御質問だと思います。

執行機関 \_\_\_\_委員の御質問にお答えいたします。まず一点目の考え方について、国保の構造的な問題として、保険料の負担割合が高いことに対する県の考え方でございますが、説明会等で具体的な対策についての説明は聞いていないのですが、方針に示されているように、国保は高齢者の割合が高い、低所得者が多いという現状、構造的な問題の中で、継続的に保険事業を推進していかなければならないという認識は示されていて、今回このような広域化という中で、改めて国保を持続可能な制度として進めていくという考えが示されたと考えております。

また、法定外繰入れについては、当初、国保の広域化に伴う財政支援の拡充等により解消することが適切であるという国の考え方が示されておりましたが、第3回の試算等を踏まえて、\_\_\_\_委員が言われたとおり、繰入れを計画的に減らす考え方に変更はないのですが、保険料の急激な上昇は好ましくないのも、自治体に緩和策を講じるよう要請しているという国の意見が新聞報道等であったわけです。これについては、直接県から指導があるわけではないのですが、県としては、将来的には法定外繰入金を計画的に減らしていくという方針で進めていく文書での通知をいただいているところでございます。

会 長 最終的にどうするかということについてですが、徴収率の問題、徴収率が県並みに達しなければ、当然ながら、どこかで補填するという形を取らざるを得ない。運営協議会として、税率をどうするのかということと併せて、その問題についてふれていかなければならないと思います。

今日のところは、このような方針が県から示されて、運協として受け止め、これからどうするかということは、ここから先の話になりますので、この説明で御理解願います。

\_\_\_\_委員 \_\_\_\_委員から、国の方針として法定外の一般会計繰入れの容認の話が出ましたが、茨城県の国民健康保険運営方針に則って意見を述べさせていただきますと、保険者としては、国保には安定的な財政運営に努めていただきたいというのが第一でございます。以前から申し上げていることでございますが、国保財政を安定的に運営していくためには、国保の特別会計において収支が均衡していることが重要であります。しかし、多くの市町村においては、決算補填を目的とした法定外の繰入れが現実的にされていると書かれています。実際この資料の中で、水戸市においても繰入れされているところでございます。この繰入れに関しましては、以前にも申し上げましたが、住民税等を負担するサラリーマン、協会けんぽとか健保組合の保険者の立場から見れば、保険料による負担、こちらでは前期高齢者の納付金の負担ですが、これと住民税による二重の負担を強いられるということになります。これにつきましては、解消、削減する赤字の範囲、それに向けての取り組みが明確に示されておりますので、これに則って取り組んでいただきたい

という意見でございます。

保険料率を決定するに当たって、標準的な収納率が90%と示されています。水戸市の保険料収納率がそれに達しない場合、その差額については、もしかしたら一般会計からの繰入れという形になるのかなと予想されるわけで、補填することになると、保険料率が上がるとか、加入者の負担が増えるとか、そういうことにもつながると思いますので、なるべくそうならないように、この方針で示されているとおり赤字の範囲を確定して、削減のための取り組みに努めていただきたいというのが、保険者としての意見でございます。

会長 国保だけに法定外の一般会計から繰入れをすることについては、他の保険制度と比べて、良くないのではという考え方が従来どおりあるのは事実です。今回示されているのは、国保について赤字財政があり、どのようにこれから改善していくのかという中で、県が一括管理することになり、その基本方針が今日示された。当然ながら、基本方針どおりに進められれば一番よい。そこに、収納率の問題と所得負担の割合の問題がある。それらを加味した中で、一般会計から入れるべきなのか、それとも特別会計の中で収納率の向上を図りながら、足りないところをどうしていくのか。これから論議をさせていただくということでございます。この方針どおりに進めた場合どうなのかという姿を考えていただいて、その改善策としてどういう方法があるのかということになるかと思います。最初から繰入金を目当てに検討しているわけではございません。段階を踏んでということですので、よろしく申し上げます。他になければ、御意見もいただいたようなので、今の説明については御理解いただいたということで進めさせていただきます。

続いて報告2号第3回国保事業費納付金等の試算結果について、事務局から説明願います。

#### －執行機関説明－

第3回国保事業費納付金等の試算結果に基づき、市町村標準保険料率として県から示された所得割及び均等割の2方式によるもの、水戸市の現行賦課方式である所得割、均等割及び平等割の3方式によるものの2通りの標準保険料率について説明。

会長 ありがとうございます。事務局より標準保険料の算出ということで、水戸市は所得割、均等割、平等割の3方式をとっていますが、国保事業費納付金等の試算結果について何か質疑がありましたらお願いします。

\_\_\_委員 標準保険料率と現行税率等の比較について、口頭で述べられただけで表になっていません。一番大事なところですので、これを表にできませんか。

会長 資料は出せますか。次回ということになるかと思いますが、考え方だけお願

いします。

執行機関 水戸市の現行の算定方式と今回示された比較の表については、次回の協議会で比較表をお示しできればと思いますので、よろしくをお願いします。

\_\_\_委員 当協議会は、いままで3方式で考えてまいりました。国では2方式ということがあるので、額をはっきり明示していただいて、どちらがいいかということ判断することになると思います。その根拠となる資料ですので、是非お願いします。

会 長 激変緩和という考え方もありますので、2方式と3方式について、水戸市民がどのような影響を受けるのか、ある程度算定していただいて、それを次回にお示しいただきたい。そのうえで、委員の皆様方から、県が示す2方式が有利なのか、それとも水戸市が従来採用している3方式が有利なのか。市町村の判断に任せるとのことなので、協議会でしっかり論議をしていきたいと思いますので、資料の提出をお願いします。

\_\_\_委員 いくつかお伺いしたいと思います。試算の条件についてですが、27年度の所得を基に29年度の予算ベースで試算しているのかということと、国からの追加公費について1,200億円という記載がありますが、国の通知等を見ますと、28年度の医療費の実績、医療費の伸びが前回の報告でも下がったという報告がありました。その実績の反映と28年度に行われた各自治体の法定外繰入れについては、29年度についても繰入れるものとして試算するという条件があったと思うのですが、そのとおり反映されたものとして認識しているのでしょうか。

会 長 今回出された数字が、この条件でいいのかということですね。条件等の中にとこまで含まれているのか。

執行機関 医療費の伸びについては、今回の試算の中で、29年の2月までの医療費が加味されて、この数字を基に算出していると聞いております。\_\_\_委員が言われたとおり、その要素は加味されていると理解しております。

次に法定外繰入れにつきましても、加味した形で算出しておりますが、水戸市の場合、28年度は法定外繰入れを実施しておりませんので、算定の中には数字として含まれていません。水戸市の場合、法定外繰入れは含まれていないと理解しております。

\_\_\_委員 そういう前提で、水戸市に求められている保険料総額、収納率調整前が71億5千万円なのですが、この数字がどういう数字なのかお聞きしたい。29年度における水戸市の一般分の調定額というのは、61億9千万円で約62億円です。単純比較すると、約10億円多いことになるのですが、これから何か引かれる一定額が

あるのか。

執行機関 水戸市の保険料総額 71 億 5 千万円については、県が標準保険料率を算定するためのベースの金額でございます。90%の収納率で割り返した金額が 79 億 4,500 万円という数字になっています。それぞれの数字には、実際に保険料率を算定するときには加味しない一般会計からの法定外繰入れの額とか保険基盤安定制度の保険料軽減分などが、本来であれば控除してから保険料を算出するのですが、その金額がまだ引かれていない数字ということでございます。実際にその金額を 71 億 5 千万円から差し引きますと、約 60 億円の金額になります。これを収納率で調整した金額が、水戸市が賦課する金額でございますが、約 66 億 5 千万円と現在試算しております。この 66 億 5 千万円と、29 年度の一般分の現年分の調定賦課額を比較しますと、約 4 億 6 千万円の増額になるという試算をしております。

\_\_\_委員 現行との差を詳しくお示しいただきたいということと、その 4 億 6 千万円をどう生み出すかということになるかと思うのですが、現行の一人当たりの保険料額が、県の方針の表にございまして、水戸市は 88,213 円とあり、4 億 6 千万円を単純に改定に反映させたとして、どれぐらいの値上げになるのか。標準保険料率との関係も含めて御説明いただければと思います。

執行機関 実際の 29 年度賦課額と今回の試算による賦課額を比較した場合、約 4 億 6 千万円を 1 世帯当たりで割り返しますと、1 世帯当たり約 1 万 1,400 円程度の値上がりになると試算してございます。実際にその金額を保険料率でみた場合の試算につきましては、次回の運協の際に、比較検討できる資料として提示したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

\_\_\_委員 お話の内容を資料としていただきたいのと、値上げ分が 1 万 1,400 円になることはわかりましたが、いくらがいくらになるのか御説明いただきたい。

会 長 今日のところは、改革の方針と納付金額、料率等について説明させていただきました。試算額はこれからの考え方等によって変わります。今日は今の段階の数字、次回に出してほしい資料についての話がありました。料率の決定や一般会計からの繰入れをやるのかやらないのかということもございますので、これらの細かい数字については、次回にお示しするというところでいかがでしょうか。

\_\_\_委員 口頭で説明された部分については、一目瞭然で比較検討できるような資料をお願いします。意見として申し上げておきたいのは、10 月 18 日に厚生労働省が示した考え方をどう反映させるのかということです。4 億 6 千万円の差が出るとすれば、これまで単年度で 6 億円程度の繰入れはやむを得ないとして 28 年度に計画していたものがしないで済んでいる状況からみると、制度変更に伴う値上げは

避けるべきだし、繰入れで対応するべきではないのかというのが意見です。

今回の3方式なのか2方式なのかということについても、例えば単身世帯だったら応益部分が均等割だけになるので下がるけれども、二人以上の世帯だと上がることになります。世帯構成により保険料が変わってくるので、慎重に検討していただきたいということを意見として申し上げておきます。

会長 論議している内容は、現行の保険料と今後の新しい保険料が、どう変わって、どう市民に影響があるのかということです。これについては、\_\_\_委員や\_\_\_委員から御指摘があったように、口頭で説明された内容を、次回もっとわかりやすく、差額や値上げ分について徴収率の兼ね合いなども含めて、試算を出したうえで、次回検討していただくということによろしいのではないかと思います。

国保の制度はわかりづらいところがあるので、皆さん御理解いただいた中で論議をしたいと思いますので、不明な点は御質問いただくか、事務局まで御連絡をお願いします。資料請求がいくつかありました。執行部は大丈夫ですか。

執行機関 できる限り対応いたします。質問いただいた内容については大丈夫だと思っております。

会長 料率を決めるに当たっては、影響がどうなるのかというのが最大の課題で、その中で最小限に抑えるにはどうするのか。収納率の問題もあるので、しっかりと論議していきたいと思いますので、できる範囲で資料を提出していただきたいと存じます。報告第2号については、事務局からの説明と委員の皆様から御質問がありました。新たな資料を揃えたうえで、次回の協議会に進みたいと思います。諮問を受けた平成30年度の国保税については、最低でもあと2回開催し、市長への答申に向けて進めてまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

会長 では、そのように進めさせていただきます。その他について委員の皆様から何かございますか。事務局から何かございますか。

執行機関 会長から、今後の予定についてお話をいただいたわけですが、厳しい日程の中で進めていかなければならないと考えております。今回の資料を改めて見ていただいて、御質問等があれば、質問用紙を委員の皆様にお送りいたしますので、事務局宛に送っていただければと思います。いただいた内容で、次回の運協の中で回答できる資料を準備してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次回の会議開催日の予定ですが、11月28日の火曜日で予定させていただきましたと存じますので、よろしくをお願いします。時間は午後3時30分で予定をさせて

いただきたいと思います。

会長 この日程で決めさせていただいて、御案内を差し上げたいと思います。質問用紙については、後日郵送します。

本日の運協は、これで終了させていただきます。長時間にわたり、皆様方から熱心な御協議を賜りまして、心から感謝申し上げます。